

市電・市バスの事故・トラブル情報の公表について (令和7年9月分)

○ 市 電

□重大な軌道運転事故（軌道事故等報告規則第3条第1項（速報）に該当するもの）

・車両衝突（1件）

	概 要	場 所
1	【車両衝突】 前方注視がおろそかとなり、前方に停車していた先行車両に気付くのが遅れ、制動を執るも間に合わず衝突したものの。	市役所前停留場～ 水族館口停留場 （2系統上り）

□輸送の安全に係るもので、上記以外のもの

・該当ありませんでした。

今回は車両衝突により、市民の皆さまに多大なるご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございませんでした。

今後、このようなトラブルを発生させないよう、再発防止に取り組んでまいります。

○ 市 バ ス

□重大な自動車事故（自動車事故報告規則第4条（速報）に該当するもの）

・該当ありませんでした。

□輸送の安全に係るもので、自動車事故報告規則第3条（報告書の提出）に該当するもの
（上記を除く）

・該当ありませんでした。

バスの発進・停止時は大変危険ですので、車内ではなるべくご着席いただき、
やむを得ずお立ちの時は、手すりなどにしっかりとおつかまりください。